

令和元年 9 月定例会 付議事件一覧

令和元年 9 月 2 日現在

●市長提出議案案件

議案案件 43件 (承認=1件、条例=8件、補正予算=10件、決算認定=14件、単行=10件)

諮問案件 3件 (人権擁護委員候補者3名)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 承認議案 1件

頁

1	議案第99号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和元年度都城市一般会計補正予算)	※
---	--------	---	---

○ 条例議案 8件

頁

2	議案第100号	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
	住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票に旧氏を記載することが可能となることを受け、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の記載を可能とすること等のため、所要の改正を行うもの		
3	議案第101号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	9
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、文言の整理をするため、また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防関係手数料の一部を改定するため、所要の改正を行うもの		
4	議案第102号	都城市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	17
	保護者の経済的負担を軽減し、子どもの福祉の向上を図ることを目的として、これまで未就学児を対象としていた医療費の助成の対象を小中学生まで拡大するとともに、他の医療費助成の助成額の拡充を行うため、所要の改正を行うもの		
5	議案第103号	都城市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について	31
	令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化並びに都城市郡元保育所及び都城市金田保育所の民営化に伴い、関係条例について、所要の改正を行うもの		
6	議案第104号	都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定について	71
	令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲を限定するため、条例を制定するもの		
7	議案第105号	都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	77
	令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の報告等の不作為、虚偽の報告等を防止するため、当該行為等をした者に対して過料を科すことについて、条例を制定するもの		
8	議案第106号	都城市墓地条例の一部を改正する条例の制定について	83
	使用者から骨壺を預かり共同で埋蔵する合葬墓を上長飯霊地公園に設置するため、所要の改正を行うもの		
9	議案第107号	都城市元気な森づくり基金条例の制定について	99
	国の森林環境譲与税の創設に伴い、本市における森林整備及びその促進に要する資金に充てることを目的とした基金を設置するため、条例を制定するもの		

## ○ 補正予算議案 10件

頁

10	議案第108号	令和元年度都城市一般会計補正予算（第4号）	※
11	議案第109号	令和元年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※
12	議案第110号	令和元年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※
13	議案第111号	令和元年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	※
14	議案第112号	令和元年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	※
15	議案第113号	令和元年度都城市水道事業会計補正予算（第2号）	※
16	議案第114号	令和元年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	※
17	議案第115号	令和元年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第2号）	※
18	議案第116号	令和元年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	※
19	議案第117号	令和元年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	※

## ○ 決算承認議案 14件

頁

20	議案第118号	平成30年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	105
21	議案第119号	平成30年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	107
22	議案第120号	平成30年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	109
23	議案第121号	平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	111
24	議案第122号	平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	113
25	議案第123号	平成30年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	115
26	議案第124号	平成30年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	117
27	議案第125号	平成30年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	119
28	議案第126号	平成30年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	121
29	議案第127号	平成30年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	123
30	議案第128号	平成30年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	125
31	議案第129号	平成30年度都城市水道事業会計決算の認定について	127
32	議案第130号	平成30年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	129
33	議案第131号	平成30年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	131

○ 単行議案 10件

頁

	議案第132号	工事請負契約の締結について	
34	第81号	五十市小校舎大規模改造（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、ヤマゲン・木場 特定建設工事共同企業体が、2億520万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの	133
	議案第133号	工事請負契約の締結について	
35		庄内地区公民館建設（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、丸宮・清永 特定建設工事共同企業体が、3億4千236万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの	137
	議案第134号	財産の無償譲渡について	
36		郡元保育所を民営化するに当たり、社会福祉法人エンゼル会に対し、建物、付属設備及び備品の無償譲渡を行うことについて、議会の議決を求めるもの	141
	議案第135号	財産の無償貸付けについて	
37		郡元保育所を民営化するに当たり、社会福祉法人エンゼル会に対し、土地の無償貸付けを行うことについて、議会の議決を求めるもの	147
	議案第136号	財産の取得について	
38		山之口運動公園整備事業の用地を取得することについて、議会の議決を求めるもの	151
	議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について	
39		都城市南部ふれあい広場の指定管理者に都城市南部ふれあい広場管理運営委員会を指定することについて、議会の議決を求めるもの	157
	議案第138号	市道の認定及び廃止について	
40		都城農業協同組合の本所等の建設や地域高規格道路「都城志布志道路」の整備に伴い、複数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの（認定 6本、廃止 1本）	167
	議案第139号	平成30年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
41		平成30年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金4億4千751万1千867円のうち1億8千734万2千150円を減債積立金に積み立て、2億6千16万9千717円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの	175
	議案第140号	平成30年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
42		平成30年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金4千193万1千209円のうち2千752万7千209円を減債積立金に積み立て、1千440万4千円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの	177
	議案第141号	平成30年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	
43		平成30年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金1千359万7千457円のうち396万3千457円を減債積立金に積み立て、963万4千円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの	179

○ 諮問案件 3件

頁

	諮問第7号— 諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	
44— 46		人権擁護委員の中園 伸夫(なかぞの のぶお)氏、江田 茂典(えだ しげのり)氏、立山 美穂(たてやま みほ)氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるので、江田氏、立山氏については引き続き、また、中園氏の後任として福島 和昭(ふくしま かずあき)氏を新たに、次期人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、議会の意見を求めるもの	※

令和元年第3回都城市議会定例会（9月）

（議案第99号～第141号、諮問第7号～第9号）



議案第100号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定  
する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
 都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 この条例により印鑑の登録を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により本市の住民基本台帳に登録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 印面に職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録の申請について審査の上登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するも</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 この条例により印鑑の登録を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により本市が備える住民基本台帳に登録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 印面に職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録の申請について審査の上登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するも</p>



のとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合には、氏名及び通称)

(4) (略)

(5) 男女の別

(6) (略)

(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) (略)

(2) 印鑑登録者が氏名、氏又は名 (外国人住民については、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更したとき (登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)

(3)～(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第15条 (略)

2 前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項 (登録番号及び登録年月日を除く。) を電子計算組織から出力し、作製するものとする。ただし、これにより難い場合

のとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合には氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) (略)

(2) 印鑑登録者が氏名、氏 (氏に変更があった者) については、住民票に記録がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民については、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更したとき (登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)

(3)～(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の交付)

第15条 (略)

2 前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項 (登録番号及び登録年月日を除く。) を電子計算組織から出力し、作製するものとする。ただし、これにより難い場合

は、登録原票の印影を複写して作製するものとし、印影のほか次に掲げる事項を記載したものとす。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合には、氏名及び通称）

(2) (略)

(3) 男女の別

(4) (略)

(5) (略)

(多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）及び利用者操作用端末機（市の窓口を設置する端末機で、証明書の交付申請の機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明書が記録されたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条の改正規定 令和元年10月16日

は、登録原票の印影を複写して作製するものとし、印影のほか次に掲げる事項を記載したものとす。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合には氏名及び当該通称）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）及び利用者操作用端末機（市の窓口を設置する端末機で、証明書の交付申請の機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明書が記録されたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(2) 第2条、第5条、第6条、第13条及び第15条の改正規定 令和元年11月5日

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 市民課】

条例名	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和元年 11 月 5 日 (一部令和元年 10 月 16 日)	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票に旧氏を記載することが可能となることを受け、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の記載を可能とすること等のため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の記載を可能とする旨の追記並びにそれに伴う文言の整理（第 5 条、第 6 条、第 13 条、第 15 条） 2 印鑑登録に係る登録事項から男女の別の項目を削除（第 6 条、第 15 条） 3 証明書等の交付が可能な多機能端末機を市が設置し、同機器からの印鑑登録証明書の発行を可能とするための文言の整理（第 16 条）		
関係する法令 及びその条項	住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13、第 30 条の 14、第 30 条の 16		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



議案第101号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）									
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
50	建築物エネルギー消費性向上計画認定申請手数料	（略）	（略）		50	建築物エネルギー消費性向上計画認定申請手数料	（略）	（略）	
	建築物のエネルギー消費性向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性向上計画の認定の					建築物のエネルギー消費性向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第1項又は第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性向上計			



申請に対する審査	画の認定の申請に対する審査
(略)	(略)

別表第6 (第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
2 消防法第11条第1項の規定に基づく危険物の製造所又は取扱所の設置をうける者	2 (略)			
	消防法第11条第1項の規定に基づく危険物の製造所又は取扱所の設置をうける者	(略)		
	浮き屋特外ク	貯1	1,580,000	円
	根定タ貯及	1万キロ以上5万キロ未満のもの		
	蓋定タ貯	危険物の貯1	1,940,000	円
	許可の特外ク	危険物の貯1		
	申請に対する審査	危険物の貯1	2,260,000	円

申請に対する審査	申請に対する審査
(略)	(略)

別表第6 (第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
2 消防法第11条第1項の規定に基づく危険物の製造所又は取扱所の設置をうける者	2 (略)			
	消防法第11条第1項の規定に基づく危険物の製造所又は取扱所の設置をうける者	(略)		
	浮き屋特外ク	貯1	1,590,000	円
	根定タ貯及	1万キロ以上5万キロ未満のもの		
	蓋定タ貯	危険物の貯1	1,950,000	円
	許可の特外ク	危険物の貯1		
	申請に対する審査	危険物の貯1	2,270,000	円

申請に対する審査	画の認定の申請に対する審査
(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	が10万キロ リットル以 上20万キロ リットル未 満のもの (略)	が10万キロ リットル以 上20万キロ リットル未 満のもの (略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定 公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条本文に規定する政令で定める日のいずれか遅い日
- (2) 別表第6の改正規定 令和元年10月1日



議案第 101 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：別表第 1 関係：土木部 建築課

別表第 6 関係：消防局 予防課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	別表第 1 関係：公布の日又は政令で定める日 別表第 6 関係：令和元年 10 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	別表第 1 関係：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の改正に伴い、文言の整理をするため、所要の改正を行うもの。 別表第 6 関係：地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防関係手数料の一部を改定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 別表第 1 関係 ・建築物省エネ法第 29 条第 3 項の新設に伴う改正 省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）の対象に複数の建築物の連携による取組が追加（第 29 条第 3 項）されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に当該根拠規定を追加  2 別表第 6 関係 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する標準審査手数料改定に伴う改正 ○危険物の貯蔵最大数量が ・ 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満：1 件 158 万円→159 万円 ・ 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満：1 件 194 万円→195 万円 ・ 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満：1 件 226 万円→227 万円		
関係する法令及びその条項	別表第 1 関係： ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 29 条 別表第 6 関係： ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）表第 16 項の 2		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第102号

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



都城市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例  
 (都城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 都城市乳幼児医療費の助成に関する条例(平成18年条例第125号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>都城市乳幼児医療費の助成に関する条例                      (目的)                      第1条 この条例は、<u>乳幼児</u>の医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児期</u>における<u>疾病等</u>の<u>治療</u>を容易にし、<u>乳幼児</u>の福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的とする。                      (定義)                      第2条 この条例において<u>乳幼児</u>とは、<u>6歳</u>に達する日以後の最初の<u>3月31日</u>までの間にある者をいう。</p>	<p>都城市<u>子ども</u>医療費の助成に関する条例                      (目的)                      第1条 この条例は、<u>子ども</u>の医療費の一部を助成することにより、<u>疾病等</u>の<u>治療</u>を容易にし、<u>子ども</u>の福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的とする。                      (定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (1) <u>子ども</u> <u>15歳</u>に達する日以後の最初の<u>3月31日</u>までの間にある者をいう。                      (2) <u>乳幼児</u> <u>6歳</u>に達する日以後の最初の<u>3月31日</u>までの間にある者をいう。                      (3) <u>小中学生</u> <u>子ども</u>のうち、<u>乳幼児</u>以外の者をいう。                      (4) <u>助成対象者</u> <u>医療費</u>の助成の対象者として認定された<u>子ども</u>をいう。                      (5) <u>保護者等</u> <u>子ども</u>の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>子ども</u>を現に監護するものをいう。                      (6) <u>受給者</u> <u>助成対象者</u>の<u>保護者</u>等をいう。                      (7) <u>医療保険各法</u> <u>健康保険法</u>(大正11年法律第70号)、<u>船員保険法</u>(昭和14年法律第73号)、<u>私立学校教職員共済法</u>(昭和28年法律第245号)、<u>国家公務員共済組合法</u>(昭和33年法律第128号)、<u>国民健康保険法</u>(昭和33年法律第192号)及び<u>地方公務員等共済組合法</u>(昭和37年法律第152号)をいう。</p>



- (8) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費の支給をいう。
- (9) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう（食事療養及び選定療養に係る費用を除く。）。
- (10) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。
- (11) 被保険者等 医療保険各法に規定する被保険者、被扶養者、日雇特例被保険者、組合員又は加入者をいう。

2 この条例において保護者等とは、乳幼児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護するものをいう。

3 この条例において医療保険各法とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において保険給付とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

5 この条例において一部負担金とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において保険医療機関等とは、医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成の要件)

第3条 助成を受けることができる乳幼児は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) (略)
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であること。
- (3) (略)

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる子どもは、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) (略)
- (2) 被保険者等であること。
- (3) (略)

2. 前項の規定にかかわらず、小中学生が都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の規定により医療費の助成を受けられる者である場合は、助成対象者としない。

(助成額)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、保険医療機関等（1の保険医療機関等で歯科及び歯科以外の医療を受けた場合における当該医療に関する給付は、2の保険医療機関等で行われたものとみなす。以下同じ。）ごとに、それぞれ1月につき、次の各号に規定する診療報酬明細書の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成するものとする。

- (1) 入院及び調剤 一部負担金
- (2) 入院外 次に掲げる区分に応じ定める額
  - ア 乳幼児 一部負担金
  - イ 小中学生 一部負担金から200円を控除して得た額
- 2. 前項の助成については、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は医療保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、助成額から当該給付額を除くものとする。

(申請及び認定)

(申請及び認定)

第4条 医療の助成を受けようとする乳幼児の保護者等は、規則で定めるところにより、市長に対して申請をしなければならぬ。

2 市長は、前項の申請について、乳幼児が前条の規定に該当すると認めるときは、規則で定める日から当該乳幼児を助成の対象者として認定する。

(受給資格証)

第5条 市長は、前条の規定により助成の対象者として認定した乳幼児（以下「助成対象者」という。）について受給資格を登録するとともに、助成対象者の保護者等（以下「受給者」という。）に対し、受給資格証を交付する。

2 (略)

(助成)

第6条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（食事療養及び選定療養に係る費用を除く。）から医療保険各法の規定により保険者又は共済組合が負担すべき額（国又は地方公共団体が負担すべき額）があるときは、これを加えて得た額を控除した額を助成する。

(助成の方法)

第7条 市長は、前条の規定による助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基づき、受給者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うことにより、助成を行うこととする。

2・3 (略)

(届出の有無)

第8条 受給者は、自己又は助成対象者について、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 (略)

第5条 医療費の助成を受けようとする子どもの保護者等は、規則で定めるところにより、市長に対して申請をしなければならぬ。

2 市長は、前項の申請について、子どもが第3条の規定に該当すると認めるときは、規則で定める日から当該子どもを助成の対象者として認定する。

(受給資格証)

第6条 市長は、助成対象者について受給資格を登録するとともに、受給者に対し、受給資格証を交付する。

2 (略)

(助成の方法)

第7条 市長は、第4条の規定による助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基づき、受給者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うことにより、助成を行うこととする。

2・3 (略)

(変更の届出)

第8条 受給者は、自己又は助成対象者について、第6条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 (略)

<p>(助成金の返還)</p> <p>第9条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成金の返還)</p> <p>第9条 市長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第126号)の一部を改正する条例</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>(助成金の返還)</p> <p>第9条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第126号)の一部を改正する条例</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<del>い</del>。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都城市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年条例第125号)に規定する乳幼児</p> <p><u>(4) 都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年条例第139号)の規定により医療費の助成を受けられる者</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、認定対象者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合において、当該認定対象者が当該各項に規定する一部負担金又は医療費の全額を負担する場合の助成額は、当該各項に規定する</p>	<p>改正前</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<del>い</del>。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都城市乳幼児医療費の助成に関する条例(平成18年条例第125号)の規定により医療費の助成を受けられる者</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

<p>一部負担金相当額と同額（第4項の規定の適用がある場合は、同項に規定する付加給付額を当該助成額から控除して得た額）とする。</p> <p>（助成の方法等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用（第4条第1項の規定による助成を受けられる者の入院に係る費用又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る費用に限る。）について、第4条に規定する助成として当該認定対象者に助成すべき額の範囲において、認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>6（略）</p>	<p>（助成の方法等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用（第4条第1項の規定による助成を受けられる者の入院に係る費用に限る。）を認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>6（略）</p> <p>（都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正）</p> <p>第3条 都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の一部を改正する条例</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<del>い</del>。ただし、20歳未満の障害者にあつては、第4号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 都城市子ども医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）に規定する乳幼児</p> <p>(3) 次条第2項に規定する者のうち、15歳に達する日以後の</p>	<p>改正前</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 都城市乳幼児医療費助成に関する条例（平成18年条例第125号）の規定により医療費の助成を受けられる者</p>

最初の3月31日までの間にある者

- (3) (略)
- (4) (略)
- (助成の範囲)
- 第4条 (略)
- 2～7 (略)

(助成の方法等)

- 第7条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用（第4条第1項の規定による助成を受けられる者の入院に係る費用に限る。）を認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 (略)

附 則

- (4) (略)
- (5) (略)
- (助成の範囲)
- 第4条 (略)
- 2～7 (略)

8 第1項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、20歳未満の認定対象者が当該各項に規定する一部負担金又は医療費の全額を負担する場合は、当該各項に規定する一部負担金相当額と同額（第7項の規定の適用がある場合は、同項に規定する付加給付額を当該助成額から控除して得た額）とする。

(助成の方法等)

- 第7条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用（第4条第1項の規定による助成を受けられる者の入院に係る費用又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る費用に限る。）について、第4条に規定する助成として当該認定対象者に助成すべき額の範囲において、認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、第4条第1項の規定による助成を受けられる者が20歳未満（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の場合は、「当該認定対象者に助成すべき額」とあるのは、「当該認定対象者に助成すべき額から1,000円を控除した額」と読み替えるものとする。

5 (略)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の都城市子ども医療費の助成に関する条例、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例並びに都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例等」という。）に規定する各医療費の助成に関する必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新子ども医療費助成条例等の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

4 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第50号）別表第1及び別表第2中「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改める。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 こども課】

条例名	都城市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>保護者の経済的負担を軽減し、子どもの福祉の向上を図ることを目的として、これまで未就学児を対象としていた医療費の助成の対象を小中学生まで拡大するとともに、他の医療費助成の助成額の拡充を行うため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 医療費助成の対象年齢の引上げ及び助成額の拡充 対象を未就学児から小中学生まで拡大する。各医療費助成制度の自己負担額等は別紙のとおり。</p> <p>2 名称の変更 対象を小中学生まで拡大したことにより、「乳幼児医療費」等としていた名称を「子ども医療費」等と変更。</p> <p>3 その他文言等の整理</p>		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要する 関係条例等	<p>本条例の改正に伴い、他の条例において「乳幼児医療費」という文言を用いて要する箇所を「子ども医療費」に改める（附則による改正）。</p> <p>・都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 50 号）</p>		
備考			





別紙

・現行（令和2年3月31日まで）

年齢	制度名	区分	医療機関窓口負担額	適用される条例
乳幼児	乳幼児医療	入院 調剤 通院	無料（現物給付）	乳幼児医療条例
	母子父子医療			
	重度医療			
	中度医療			
小学生以上		入院・調剤	3割（助成なし）	
		通院		
	母子父子医療	入院	県内 1,000円/月（現物給付）	母子父子医療条例
		通院・調剤	3割負担（自動償還にて1,000円/月）	
	重度医療	入院	県内 1,000円/月（現物給付）	重度医療条例
		通院・調剤	3割負担（自動償還にて1,000円/月）	
	中度医療	入院・調剤	3割負担（自動償還にて1,000円/月＋（医療機関窓口自己負担額－1,000円）×1/2）	
		通院		



・改正後（令和2年4月1日から）

年齢	制度名	区分	医療機関窓口負担額	適用される条例
乳幼児	子ども医療	入院 調剤 通院	無料（現物給付）	子ども医療条例
	母子父子医療			
	重度医療			
	中度医療			
小・中学生	子ども医療	入院・調剤	無料（現物給付）	子ども医療条例
		通院	県内 200円/月 1医療機関ごと※	
	母子父子医療	入院	無料（現物給付）	母子父子医療条例
		通院・調剤		
	重度医療	入院	無料（現物給付）	重度医療条例
		通院・調剤		
	中度医療	入院・調剤	無料（現物給付）	子ども医療条例
		通院	県内 200円/月 1医療機関ごと※	
高校生～ 20歳未満	重度医療	入院	1,000円/月（現物給付後、窓口で負担した1,000円は本人に償還）	重度医療条例
		通院・調剤	3割負担（窓口での3割負担分を本人に償還）	

※診療科が複数ある病院においては、歯科と医科（歯科以外）で負担が必要。



議案第103号

都城市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



都城市保育所条例等の一部を改正する条例  
 (都城市保育所条例の一部改正)

第1条 都城市保育所条例(平成18年条例第113号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育料)</p> <p>第5条 保育所に入所する乳幼児等(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。)の支給認定保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 保育料及び特別保育料(以下「保育料等」という。)の納付期限は、毎月末日(12月にあつては25日)とす</p>	<p>(保育料)</p> <p>第5条 保育所に入所する乳幼児等(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。以下同じ。)の<u>教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)</u>は、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保護者等は、前項に定める額(子ども・子育て支援法第27条第5項(同法第28条第4項において準用する場合を含む。))の規定により保育所が市から保育に要した費用の支払を受ける場合は、前項に定める額から当該支払を受ける額を控除して得た額を第8条に定める納付期限までに納入しなければならない。  <u>(食事の提供に要する費用)</u></p> <p>第6条 保護者等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ、ロ又はハに掲げるものを除き、食事の提供に要する費用(以下「食材料費」という。)を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の食材料費は、規則で定める額とする。          (特別保育)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(保育料等の納付期限)</p> <p>第8条 保育料、食材料費及び特別保育料(以下「保育料等」という。)の納付期限は、毎月末日(12月にあつては25日)とす</p>

その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 (略)  
(保育料等の納付期限の延長)

第8条 (略)  
(保育料等の減免)

第9条 (略)

(保育料等の選付)

第10条 (略)

(退所)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表（第2条関係）

名称	位置
(略)	
都城市大王保育所	(略)
都城市郡元保育所	<u>都城市郡元町4620番地</u>
(略)	

る。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 (略)  
(保育料等の納付期限の延長)

第9条 (略)  
(保育料等の減免)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、長期入院等の理由により連続して2週間以上保育所へ登園しないことが明らかであつて、かつ、保育所があらかじめ当該乳幼児等の利用しない日を把握し配食準備に計画的に反映することが可能である場合に限り、食材料費を納付すべき者の申請により、当該食材料費を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の選付)

第11条 (略)

(退所)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

別表（第2条関係）

名称	位置
(略)	
都城市大王保育所	(略)
(略)	

都城市中郷保育所	都城市安久町6890番地	都城市中郷保育所	(略)
都城市金田保育所	都城市金田町1985番地・2	(略)	(略)

(都城市保育・児童館条例の一部改正)

第2条 都城市保育・児童館条例(平成18年条例第116号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正前	改正後
(保育料)	第6条 保育・児童館に入所する乳幼児等(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。)の支給認定保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。	(保育料) 第6条 保育・児童館に入所する乳幼児等(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。以下同じ。)の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)は、保育料を納付しなければならない。	(保育料) 第6条 保育・児童館に入所する乳幼児等(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。以下同じ。)の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)は、保育料を納付しなければならない。
2 (略)			2 (略)
			3 保護者等は、前項に定める額(子ども・子育て支援法第27条第5項(同法第28条第4項において準用する場合を含む。))の規定により保育・児童館が市から保育に要した費用の支払を受ける場合は、前項に定める額から当該支払を受ける額を控除して得た額)を第9条に定める納付期限までに納入しなければならない。 <u>(食事の提供に要する費用)</u>
			第7条 保護者等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ又はロ又はハに掲げるものを除き、食事の提供に要する費用(以下「食材料費」という。)を負担しなければならない。



2 前項の食材料料費は、規則で定める額とする。

(特別保育)

第8条 (略)

(保育料等の納期限)

第9条 保育料、食材料料費及び特別保育料（以下「保育料等」という。）の納期限は、毎月末日（12月にあつては25日）とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 (略)

(保育料等の納期限の延長)

第10条 (略)

(保育料等の減免)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、長期入院等の理由により連続して2週間以上保育・児童館へ登園しないことが明らかであつて、かつ、保育・児童館があらかじめ乳幼児等の利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合に限る。食材料料費を納付すべき者の申請により、当該食材料料費を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の還付)

第12条 (略)

(退所)

第13条 (略)

(保育・児童館の利用)

第14条 (略)

(特別保育)

第7条 (略)

(保育料等の納期限)

第8条 保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）の納期限は、毎月末日（12月にあつては25日）とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 (略)

(保育料等の納期限の延長)

第9条 (略)

(保育料等の減免)

第10条 (略)

(保育料等の還付)

第11条 (略)

(退所)

第12条 (略)

(保育・児童館の利用)

第13条 (略)

<p>(利用許可)  <u>第14条</u> (略)  (遵守事項)  <u>第15条</u> (略)  (使用料)  <u>第16条</u> (略)  (利用の制限)  <u>第17条</u> (略)  (利用の取消し等)  <u>第18条</u> (略)  (原状回復義務)  <u>第19条</u> (略)  (損害賠償)  <u>第20条</u> (略)  (委任)  <u>第21条</u> (略)</p>	<p>(利用許可)  <u>第15条</u> (略)  (遵守事項)  <u>第16条</u> (略)  (使用料)  <u>第17条</u> (略)  (利用の制限)  <u>第18条</u> (略)  (利用の取消し等)  <u>第19条</u> (略)  (原状回復義務)  <u>第20条</u> (略)  (損害賠償)  <u>第21条</u> (略)  (委任)  <u>第22条</u> (略)</p>
<p>(都城市立幼稚園条例の一部改正)  第3条 都城市立幼稚園条例(平成18年条例第266号)の一部を次のように改正する。  次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(保育料)  第6条 幼稚園に入園中の幼児の支給認定保護者又は扶養義務者  は、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保育料)  第6条 幼稚園に入園中の幼児の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)は、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保護者等について幼稚園が市から子ども・子育て支援法第27</p>

第5項（同法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定による教育に要した費用の支払を受けない場合においては、当該保護者等は、前項に定める額を第9条に定める納付期限までに納入しなければならぬ。

4 (略)

(食事の提供に要する費用)

第7条 保護者等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条三イ又はロに掲げるものを除き、食事の提供に要する費用（以下「食料費」という。）を負担しなければならない。

2 前項の食料費は、都城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める額とする。

(預かり保育)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定により預かり保育を実施したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、園児1人当たり1回につき当該各号に定める額を、保護者等から徴収する。ただし、1月当たりの預かり保育の料金（以下「預かり保育料」という。）を合算した額が2,000円を超えたときは、当該月の預かり保育料は、2,000円とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(保育料等の納付期限)

第9条 保育料、食料費及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、

3 (略)

(預かり保育)

第7条 (略)

2 市長は、前項の規定により預かり保育を実施したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、園児1人当たり1回につき当該各号に定める額を、支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する。ただし、1月当たりの預かり保育の料金（以下「預かり保育料」という。）を合算した額が2,000円を超えたときは、当該月の預かり保育料は、2,000円とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(保育料等の納付期限)

第8条 保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日

後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(1) (略)

(2) (略)

(保育料等の納付期限の延長)

第9条 (略)

(保育料等の減免)

第10条 (略)

(1)～(3) (略)

その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(1) (略)

(2) 食材料費 給食実施月の翌月15日

(3) (略)

(保育料等の納付期限の延長)

第10条 (略)

(保育料等の減免)

第11条 (略)

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、幼稚園があらかじめ幼児の利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合に限り、食材料費を納付すべき者の申請により、当該食材料費を減額し、又は免除することができ、第2号の規定による事由に該当する場合は、納付すべき者の申請によらずに教育委員会が判断することができ、

(1) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により、幼児が飲用の牛乳、飲用の牛乳以外の給食の全ての提供を受けることができないとき。

(2) 災害等のやむを得ない理由により、市が給食を実施しないとき。

(3) 傷病等により長期にわたり給食の提供を受けることができないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(保育料等の選付)

第12条 (略)

(保育料等の選付)

第11条 (略)

<p>(退園処分) 第12条 (略)</p>	<p>(退園処分) 第13条 (略)</p>
<p>(都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第4条 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第4条 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第33号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定をいう</u>。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども</u>・<u>子育て支援法施行令</u>(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令</u>第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。 (14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令</u>第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。 (15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令</u>第4条第2項第2号に規定する<u>市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p>

(16)	負担額算定基準子ども 額算定基準子どもをいう。	令第13条第2項に規定する負担
(17)	(略)	
(18)	教育・保育給付認定の有効期間 育・保育給付認定の有効期間をいう。	法第21条に規定する教
(19)	(略)	
(20)	(略)	
(21)	(略)	
(22)	法定代理受領 て準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。	法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
(23)	(略)	
(24)	(略)	
(25)	(略)	
(26)	(略)	
(27)	(略)	
(28)	(略)	
(29)	(略)	
	(一般原則)	
	第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特	

(12)	(略)	
(13)	支給認定の有効期間 効期間をいう。	法第21条に規定する支給認定の有
(14)	(略)	
(15)	(略)	
(16)	(略)	
(17)	法定代理受領 て準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用保育(特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。))に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。	法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用保育(特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。))に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
(18)	(略)	
(19)	(略)	
(20)	(略)	
(21)	(略)	
(22)	(略)	
(23)	(略)	
(24)	(略)	
	(一般原則)	
	第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特	

定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切に確保されることを目指すものでなければならぬ。

## 2～4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

## 2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定

定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならぬ。

## 2～4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

## 2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序

する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合において、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る

により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合において、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定



当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に對し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に對し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に努めなければならぬ。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合は同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合は法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額）を超えるときは、当該現に特別利用保育を提供する場合は同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額）をい、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならぬ。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をい）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならぬ。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならぬ。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によ

って明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、

書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をい。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子

必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によ

どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によ

って特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

### 3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

って特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

### 3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職



員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

### 第32条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子ども<sup>1</sup>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

### 3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

### 第34条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

### 第32条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子ども<sup>1</sup>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

### 3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

### 第34条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3

項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号

13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とす。

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、小規模保育事業C型を1人とす。

## 2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種別及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とす。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とす。

## 2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種別及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

らない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び

要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小  
学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型  
保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条  
第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定  
により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しな  
ければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当た  
っては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、  
他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければ  
ならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を  
除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正  
かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供さ  
れるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、  
幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保  
しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連  
携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特  
定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、こ  
の限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集  
団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適  
切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言  
その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供

に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る  
特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項  
（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合  
を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる  
限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当た  
っては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれ  
ている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に  
努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を  
除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正  
かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供さ  
れるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、  
幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保  
しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連  
携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特  
定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、こ  
の限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定  
子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域  
型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する  
相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供

を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

## 2・3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

## （利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該

を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

## 2・3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

## （利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の費用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の費用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた



場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならぬ。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業者ごとに職員の仕事の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならぬ。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業者ごとに職員の仕事の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。))とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。))と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をい。以下この項、第19条及び第36条第3項とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をい。以下この項及び第19条と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したこと

を証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選又は申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。

- い。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をい」と、「定める額とする。」をいう。）とあるのは「定める額をいう。）と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校教育前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受け、又は受けようとしたとき）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育に限る。）を除く。」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2. 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保

<p>育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 (略)</p>
---	---

(都城市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第5条 都城市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年条例第34号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の認定(以下「<u>教育・保育認定</u>」という。)は、次の各号のいずれれかに該当することにより、当該乳幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 就労していること。ただし、一時預かり保育等で対応可能な短時間の就労は除く。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の認定は、次の各号のいずれれかに該当することにより、当該乳幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 就労していること。ただし、一時預かり事業等で対応可能な短時間の就労は除く。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>

(都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第6条 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)



市の執行機関 関	事務	特定個人情報
(略)		
18 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で定めるもの	(略)

市の執行機関 関	事務	特定個人情報
(略)		
18 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で定めるもの	(略)

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中都城市保育所条例別表の都城市郡元保育所の項を削る改正規定 令和2年4月1日
- (2) 第1条中都城市保育所条例別表の都城市金田保育所の項を削る改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市保育所条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	①令和元年 10 月 1 日 ②令和 2 年 4 月 1 日及び規則で定める日	制定年 月	平成 18 年 1 月 等
制定改廃の 目的・背景	① 令和元年 10 月 1 日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、関係条例について、所要の改正を行うもの。 ② 都城市郡元保育所及び都城市金田保育所の民営化に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	①幼児教育・保育の無償化に伴う改正 1 都城市保育所条例：公定価格から法定代理受領を差引いた額を利用者負担額として定めるとともに、食材料費の項目追加及び法改正に伴う文言変更 2 都城市保育・児童館条例：公定価格から法定代理受領を差引いた額を利用者負担額として定めるとともに、食材料費の項目追加及び法改正に伴う文言変更 3 都城市幼稚園条例：公定価格から法定代理受領を差引いた額を利用者負担額として定めるとともに、食材料費の項目追加及び法改正に伴う文言変更 4 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例：利用者負担額の徴収対象者を 3 歳未満に限定するとともに、食材料費を徴収できる対象を追加及び法改正に伴う文言変更 5 都城市保育の必要性の認定に関する条例：法改正に伴う文言変更 6 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例：法改正に伴う文言変更  ② 公立保育所の民営化に伴う改正 都城市保育所条例：別表中「都城市郡元保育所」及び「都城市金田保育所」の項の削除		
関係する法令 及びその条項	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号） 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			



議案第104号

都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定について

都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給の対象となる改正法附則第4条第1項の規定により支援法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設（次条において「認可外保育施設」という。）の範囲を限定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)

第2条 改正法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る支援法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次条に規定する基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(条例で定める基準)

第3条 改正法附則第4条第2項に規定する市町村の条例で定める基準は、支援法第7条第10項第4号に規定する内閣府令で定める基準とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和元年 10 月 1 日	制定年月	新設
制定改廃の目的・背景	令和元年 10 月 1 日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲を限定するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項に規定する施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設に係る「市町村の条例で定める基準」を規定 本市における当該基準は、子どもの安全確保を最優先とするために、「子ども・子育て支援法第7条第10条第4号に規定する内閣府令で定める基準」とし、施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設については、当該基準を満たす施設に限定するもの。		
関係する法令及びその条項	児童福祉法（昭和22年法律第164号） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			





議案第105号

都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の  
制定について

都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づき、過料を科することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	新設
制定改廃の 目的・背景	<p>令和元年 10 月 1 日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の報告等の不作為、虚偽の報告等を防止するため、当該行為等をした者に対して過料を科すことについて、条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>○子ども・子育て支援法第 87 条に規定する市町村が条例で設けることができる過料を規定</p> <p>幼児教育・保育の無償化により、対象施設や利用者が増加することが予想され、これに伴って、一定の報告等をしないことや虚偽の報告をする者が現れるおそれがあるため、そのような者に対し、10 万円以下の過料を科すことができる規定を定めるもの。</p>		
関係する法令 及びその条項	<p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）</p> <p>子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）</p>		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			



議案第106号

都城市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

都城市墓地条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永





都城市墓地条例の一部を改正する条例

都城市墓地条例（平成18年条例第152号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用者の資格)</p> <p><u>第3条</u> 墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>祭祀を主宰する者</u></p>	<p>(定義)</p> <p><u>第3条</u> この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）で使用する用語の例による。</p> <p>2. この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>一般墓地 墳墓（合葬墓を除く。）</u> を設けるために区画した墓地をいう。</p> <p>(2) <u>合葬墓</u> 次に掲げる設備で構成し、焼骨を共同で埋蔵する墳墓として、市が設置する施設をいう。</p> <p>ア <u>個別安置設備</u></p> <p>イ <u>合葬設備</u></p> <p>(使用者の資格)</p> <p><u>第4条</u> 墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げるいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>祭祀を主宰する者</u></p> <p>イ <u>自己の死後、合葬墓にその焼骨を埋蔵することを希望し、かつ、次条第1項に規定する許可を受けようとする時点で満65歳以上である者</u></p> <p>(3) <u>一般墓地の使用許可を受けようとする者にあつては、現に一般墓地又は合葬墓の使用許可を受けていないこと。</u></p>

(使用許可、条件等)

第4条 (略)

2 市長は、前項の使用許可に際し、使用区画を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。

3 (略)

(使用許可、条件等)

第5条 (略)

2 市長は、前項の使用許可に際し、一般墓地にあっては使用区画、合葬墓にあっては使用場所を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。

3 (略)

4 合葬墓には、使用許可を受けた焼骨に限り、埋蔵することができる。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5 合葬墓の使用許可の期間は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1項第2号アに該当する者 使用許可の日から20年

(2) 前条第1項第2号イに該当する者 その者の死亡の日から20年

6 合葬墓へ埋蔵した焼骨及びその焼骨の埋蔵に用いる容器の返還、行わない。ただし、合葬墓へ埋蔵をした焼骨について、第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の期間内にしたその返還の申出を市長が承認したときは、この限りでない。

7 合葬墓への墓参は、合葬墓外部に設けられた祭壇で行い、市長が許可した者以外は、合葬墓の内部へ立ち入ることができない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

(使用許可、条件等)

第4条 (略)

2 市長は、前項の使用許可に際し、使用区画を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。

3 (略)

(使用許可、条件等)

第5条 (略)

2 市長は、前項の使用許可に際し、一般墓地にあっては使用区画、合葬墓にあっては使用場所を指定するとともに、管理上必要な条件を付することができる。

3 (略)

4 合葬墓には、使用許可を受けた焼骨に限り、埋蔵することができる。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5 合葬墓の使用許可の期間は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1項第2号アに該当する者 使用許可の日から20年

(2) 前条第1項第2号イに該当する者 その者の死亡の日から20年

6 合葬墓へ埋蔵した焼骨及びその焼骨の埋蔵に用いる容器の返還、行わない。ただし、合葬墓へ埋蔵をした焼骨について、第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の期間内にしたその返還の申出を市長が承認したときは、この限りでない。

7 合葬墓への墓参は、合葬墓外部に設けられた祭壇で行い、市長が許可した者以外は、合葬墓の内部へ立ち入ることができない。

(使用料)

第5条 前条第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

ばならない。

(使用料の徴収時期)

第6条 (略)

(使用料の還付)

第7条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者が墓地の使用許可を受けた日から3年以内に使用区画に第19条に規定する工事等をせざるに返還したときは、第16条の規定に基づく使用許可の取消しをした場合を除き、使用料の一部を還付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 (略)

(管理料)

第8条の2 都城市上長飯霊地公園の使用者は、第5条に規定する使用料のほか、墓地の管理に要する経費として、別表第3に定める管理料を納入しなければならない。

2・3 (略)

(使用区画の制限)

第9条 墓地の使用は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特別の事情があると認めると認める場合は、この限りでない。

(使用面積の制限)

(使用料の徴収時期)

第7条 (略)

(使用料の還付)

第8条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の一部を還付するものとする。

(1) 一般墓地の使用者が、当該一般墓地の使用許可を受けた日から3年以内に使用区画において第22条第1項に規定する工事等をせざるに当該一般墓地を返還したとき。ただし、第19条の規定に基づく使用許可の取消しをした場合を除く。

(2) 合葬墓の使用者が、合葬墓へ焼骨の埋蔵をせず、合葬墓の使用許可を受けた日から3年以内に当該使用者から合葬墓の使用の取りやめの申出があったとき。

(使用料の減免)

第9条 (略)

(管理料)

第10条 都城市上長飯霊地公園の一般墓地の使用者は、第6条に規定する使用料のほか、墓地の管理に要する経費として、別表第3に定める管理料を納入しなければならない。

2・3 (略)

(使用区画の制限)

第11条 一般墓地の使用は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特別の事情があると認めると認める場合は、この限りでない。

(使用面積の制限)

第10条 墓地の使用面積は、1区画につき20平方メートルを超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)は、譲渡し、又は転貸することができない。ただし、市長の許可を得て4親等内の親族に無償で譲渡するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により譲渡を受ける使用権が未使用地に係るものである場合は、その譲受人は、第3条各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(使用権の承継)

第12条 (略)

(代理人の選任届)

第13条 使用者は、市外に住所を有する場合又は市外に住所を有することとなる場合は、使用区画の管理を代理させるために市内又は市に隣接する市町に住所を有する者を代理人に選任し、市長に届け出なければならない。ただし、市に隣接する市町に住所を有する場合又は住所を有することとなる場合は、この限りでない。

第12条 一般墓地の使用面積は、1区画につき20平方メートルを超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)は、譲渡し、又は転貸することができない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

(1) 一般墓地において市長の許可を得て4親等内の親族に無償で譲渡するとき。

(2) 合葬墓に焼骨の埋蔵があり、市長の許可を得て4親等内の親族に無償で譲渡するとき。

2 前項第1号の規定により譲渡を受ける使用権が未使用地に係るものである場合は、その譲受人は、第4条第1号、第2号及び第3号のいずれにも該当する者でなければならない。

(使用権の承継)

第14条 (略)

(代理人の選任届)

第15条 一般墓地の使用者は、市外に住所を有する場合又は市外に住所を有することとなる場合は、使用区画の管理を代理させるために市内又は市に隣接する市町に住所を有する者を代理人に選任し、市長に届け出なければならない。ただし、当該使用者が市に隣接する市町に住所を有する場合又は住所を有することとなる場合は、この限りでない。

(連絡人の指定)

第16条 合葬墓の使用許可を受けようとする者が第4条第2号に該当する者の場合は、その死後においてその焼骨が埋蔵されるように連絡を担う者(以下「連絡人」という。)を2人以上指定し、市長に届け出なければならない。

(住所等の変更届)

第14条 使用者は、本籍、住所、氏名等を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならぬ。前条に規定する代理人が住所、氏名等を変更したときも同様とする。

(使用区画の返還)

第15条 使用者は、使用区画が不用になつたときは、速やかに使用区画を原状に回復して返還しなければならぬ。

(使用許可の取消し)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた日から3年を経過しても、これを使用しないとき。
- (2) 第8条の2に規定する管理料を、納入の通知があつた日から3年以内に納入しないとき。
- (3) 使用区画を著しく荒廃させたとき。

(4) (略)

2 墓地の使用許可を取り消された者は、遅滞なくこれを原状に回復して返還しなければならぬ。

(住所等の変更届)

第17条 使用者は、本籍、住所、氏名等を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならぬ。第15条に規定する代理人及び前条に規定する連絡人が住所、氏名等を変更したときも同様とする。

(使用権の返還)

第18条 使用者は、墓地を使用する必要がなくなつたときは、速やかに使用区画又は使用場所を原状に回復して使用権を返還しなければならぬ。

(使用許可の取消し)

第19条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた日から3年を経過しても、これを使用しないとき。ただし、当該使用者が第4条第2号イに該当する者である場合を除く。
- (2) 第10条に規定する管理料を、納入の通知があつた日から3年以内に納入しないとき。
- (3) 一般墓地の使用区画を著しく荒廃させたとき。
- (4) 使用者が第4条第2号イに該当する者である場合において、その者の死後3年を経過しても、当該使用者の焼骨が埋蔵されないとき。

(5) (略)

2 一般墓地の使用許可を取り消された者は、遅滞なくこれを原状に回復して当該使用区画を明け渡さなければならぬ。

3 合葬墓の使用許可を取り消された者は、遅滞なく合葬墓に埋蔵されている焼骨を引き取り取らなければならぬ。

4 市長は、合葬墓の使用者が前項の指示に従わないときは、合

葬墓に埋蔵されている焼骨を特定の場所に改葬することができる。

(返還の請求)

**第20条** 市長は、墓地の経営上必要があると認めるときは、3月以前に使用者に予告し、一般墓地にあつては使用区画の明渡し、合葬墓にあつては焼骨の引取りを求めることができる。

(使用権の消滅)

**第21条** (略)

(施設の工事申請等)

**第22条** 使用者は、一般墓地の使用区画に墓碑、納骨室、墓碑、形像類、土留石及び囲障(以下「墓碑等」という。)の新設、改修、撤去及び移転並びに樹木の植栽等(以下「工事等」という。)をしようとするとする場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な補修工事の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により工事等を完了したときは、市長が指名した職員の検査を受けなければならない。

(墓碑等の制限)

**第23条** 使用者は、一般墓地の使用区画に墓碑等を建造する場合は、境界から0.2メートル以上離して建造しなければならない。ただし、土留石及び囲障は、この限りでない。

2 使用者は、一般墓地の使用区画において樹木を植栽する場合は、その区画内においてこれを管理しなければならない。

3 (略)

(行為の禁止)

**第24条** (略)

(免責)

**第25条** 市は、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、墓碑

(返還の請求)

**第17条** 市長は、墓地の経営上必要があると認めるときは、3月以前に使用者に予告し、使用区画の返還を求めることができる。

(使用権の消滅)

**第18条** (略)

(施設の工事申請等)

**第19条** 使用者は、使用区画に墓碑、納骨室、墓碑、形像類、土留石及び囲障(以下「墓碑等」という。)の新設、改修、撤去及び移転並びに樹木の植栽等を施工しようとするとする場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な補修工事の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により工事を完了したときは、市長が指名した職員の検査を受けなければならない。

(墓碑等の制限)

**第20条** 使用者は、使用区画に墓碑等を建造する場合は、境界から0.2メートル以上離して建造しなければならない。ただし、土留石及び囲障は、この限りでない。

2 使用者は、使用区画において樹木を植栽する場合は、その区画内においてこれを管理しなければならない。

3 (略)

(行為の禁止)

**第21条** (略)

(免責)

**第22条** 市は、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、墓碑

等について汚損、損傷、又は滅失が生じてもその責めを負わない。

(損害賠償)

第23条 (略)

(無縁納骨堂)

第24条 都城市西墓地に無縁納骨堂を設置する。

2 無縁納骨堂の使用料は、第5条の規定にかかわらず、無料とする。

(委任)

第25条 (略)

(過料)

第26条 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	墓地名	単位	金額
未使用地	都城市東墓地 (区画番号1号1番から20号3番まで)	(略)	
	都城市西新墓地		
	都城市上長飯霊地公園		
	上記以外の墓地		
再使用地	全墓地	(略)	

等、合葬墓内の焼骨及び焼骨の埋蔵に用いる容器について汚損、損傷又は滅失が生じてもその責めを負わない。

(損害賠償)

第26条 (略)

(無縁焼骨の埋蔵)

第27条 市長は、無縁の焼骨があるときは、墓地の特定の場所を指定し、埋蔵することができる。

2 無縁の焼骨の埋蔵に係る使用料は、第6条の規定にかかわらず、無料とする。

(委任)

第28条 (略)

(過料)

第29条 (略)

別表第2 (第6条関係)

区分	墓地名	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
一般墓地の未使用地	都城市東墓地 (区画番号1号1番から20号3番まで)	(略)		基礎額と同額
	都城市西新墓地			
	都城市上長飯霊地公園			
	上記以外の墓地			
一般墓地の再使用地	全墓地	(略)		同上



合葬墓	都城市上長飯霊地公園	1 体 当 り	市内 に 住 所 を 有 す る 者	100,000円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合計した額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			市外 に 住 所 を 有 す る 者	150,000円	同上

備考 未使用地とは、墓碑等の建造又は埋葬がされていない区画をいう。

--	--	--	--	--	--

備考 未使用地とは、墓碑等の建造又は埋葬がされていない区画をいう。

別表第3（第8条の2関係）  
（略）

別表第3（第10条関係）  
（略）

附 則  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（準備行為）
- 2 改正後の都城市墓地条例の合葬墓の使用許可に関する必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行前に  
おいても行うことができる。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部 環境政策課】

条例名	都城市墓地条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	規則で定める日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	使用者から骨壺を預かり共同で埋蔵する合葬墓を上長飯霊地公園に設置するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 合葬墓の設置に伴い、新たに用語の定義を設定（第 3 条） 2 合葬墓の使用資格及び使用条件の追加（第 4 条、第 5 条） 3 合葬墓の使用料及びその還付等関連規定の追加（第 6 条、第 8 条、別表第 2） 4 生前に合葬墓を使用申請する者の焼骨埋蔵の連絡を担う連絡人を指定する規定の追加（第 16 条） 5 その他文言等の整理		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



都使審第7号  
令和元年7月11日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会  
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和元年7月4日付け都財第216号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市墓地条例の一部改正について  
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部改正について  
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表2]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男  
委員 永野 修一郎  
          蓑原 行満  
          横山 幸子  
          福留 浪子  
          長友 佳奈美

[別表 1]

都城市墓地条例 別表第 2 (第 5 条関係) (抜粋)

区分	墓地名	単位	基礎額	備考
合葬墓	上長飯 霊地公園	1 体当たり	100,000 円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 2]

都城市公設地方卸売市場業務条例施行規則 (抜粋)

(委託手数料の率)

第 75 条 条例第 53 条の規定による委託手数料の額は、卸売金額 (消費税額を含む。以下同じ。) に 108 分の 100 を乗じて得た額 (以下「税抜き価格」という。) に次の各号に定める取扱品目ごとに当該各号に掲げる率を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 食鳥卵の委託手数料の額は、税抜き価格に 100 分の 9 以内で条例第 44 条第 1 項に規定する受託契約約款で定める率を乗じた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

議案第107号

都城市元気な森づくり基金条例の制定について

都城市元気な森づくり基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永





## 都城市元気な森づくり基金条例

### (設置)

第1条 本市における森林整備及びその促進に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、都城市元気な森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、都城市一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するため必要があると認める場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 107 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部 森林保全課】

条例名	都城市元気な森づくり基金条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	新設
制定改廃の目的・背景	国の森林環境譲与税の創設に伴い、本市における森林整備及びその促進に要する資金に充てることを目的とした基金を設置するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 基金名称 都城市元気な森づくり基金  2 基金の設置目的 本市における森林整備及びその促進に要する資金に充当  3 基金の処分 上記設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り処分可能		
関係する法令及びその条項	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第 1 1 8 号

平成 3 0 年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 3 0 年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、  
地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永



議案第119号

平成30年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永





議案第120号

平成30年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第121号

平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜 永



議案第122号

平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 1 2 3 号

平成 3 0 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 3 0 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永





議案第124号

平成30年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜 永



議案第125号

平成30年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第126号

平成30年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第127号

平成30年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永





議案第128号

平成30年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 1 2 9 号

平成 3 0 年度都城市水道事業会計決算の認定について

平成 3 0 年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永



議案第130号

平成30年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

平成30年度都城市公共下水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第131号

平成30年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

平成30年度都城市農業集落排水事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永





議案第132号

工事請負契約の締結について

第81号 五十市小校舎大規模改造（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 第81号 五十市小校舎大規模改造（建築主体）工事                                  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 205,200,000円  |
| 4 契約の相手方 | ヤマゲン・木場 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市上長飯町72号20番地2<br>有限会社 ヤマゲン建設 |



議案第132号関係資料

第81号 五十市小校舎大規模改造（建築主体）工事

1 工事概要 五十市小校舎の大規模改造に伴う建築主体工事

建物名称	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
特別・普通教室棟管理棟	鉄筋コンクリート造	2階	559.47	1,004.14
特別・普通教室棟	鉄筋コンクリート造	2階	326.67	980.00

2 予定価格 205,858,800円（消費税及び地方消費税込み）

190,610,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 205,200,000円（消費税及び地方消費税込み）

190,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.67%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
ヤマゲン・木場 特定建設工事共同企業体（60：40）	190,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第133号

工事請負契約の締結について

庄内地区公民館建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 庄内地区公民館建設（建築主体）工事                                   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 342,360,000円  |
| 4 契約の相手方 | 丸宮・清永 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市庄内町8031番地2<br>丸宮建設 株式会社 |



議案第133号関係資料

庄内地区公民館建設（建築主体）工事

- 1 工事概要 庄内地区公民館建設に伴う建築主体工事  
鉄筋コンクリート造 平屋建  
建築面積 995.87 m<sup>2</sup> 延床面積 958.55 m<sup>2</sup>
- 2 予定価格 343,657,080円（消費税及び地方消費税込み）  
318,201,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 342,360,000円（消費税及び地方消費税込み）  
317,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 99.62%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
丸宮・清永 特定建設工事共同企業体（60：40）	317,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。





## 議案第134号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり建物、附属設備及び備品の無償譲渡を行うことについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

1 譲渡の目的 社会福祉法人エンゼル会が保育所として使用するため

2 譲渡物件の名称 都城市郡元保育所

3 建物の所在地、構造及び床面積

種別	所在地	構造	床面積
園舎	都城市郡元町4620番地 及び4621番地	鉄筋コンクリート造	360㎡
プール	都城市郡元町4621番地	鉄筋コンクリート造	36.04㎡
倉庫	都城市郡元町4621番地	木造	15.4㎡

4 譲渡附属設備並びに備品の名称及び数量

別紙 附属設備明細書及び備品明細書のとおり

5 譲渡の相手方 都城市上長飯町81号4番地  
社会福祉法人 エンゼル会



別紙

付属設備明細書

(郡元保育所)

No	備品名	数量	単位	No	備品名	数量	単位
1	ブランコ	1	台	4	太鼓橋	1	台
2	すべり台	1	台	5	パーゴラ	1	台
3	鉄棒	1	台				

## 備品明細書

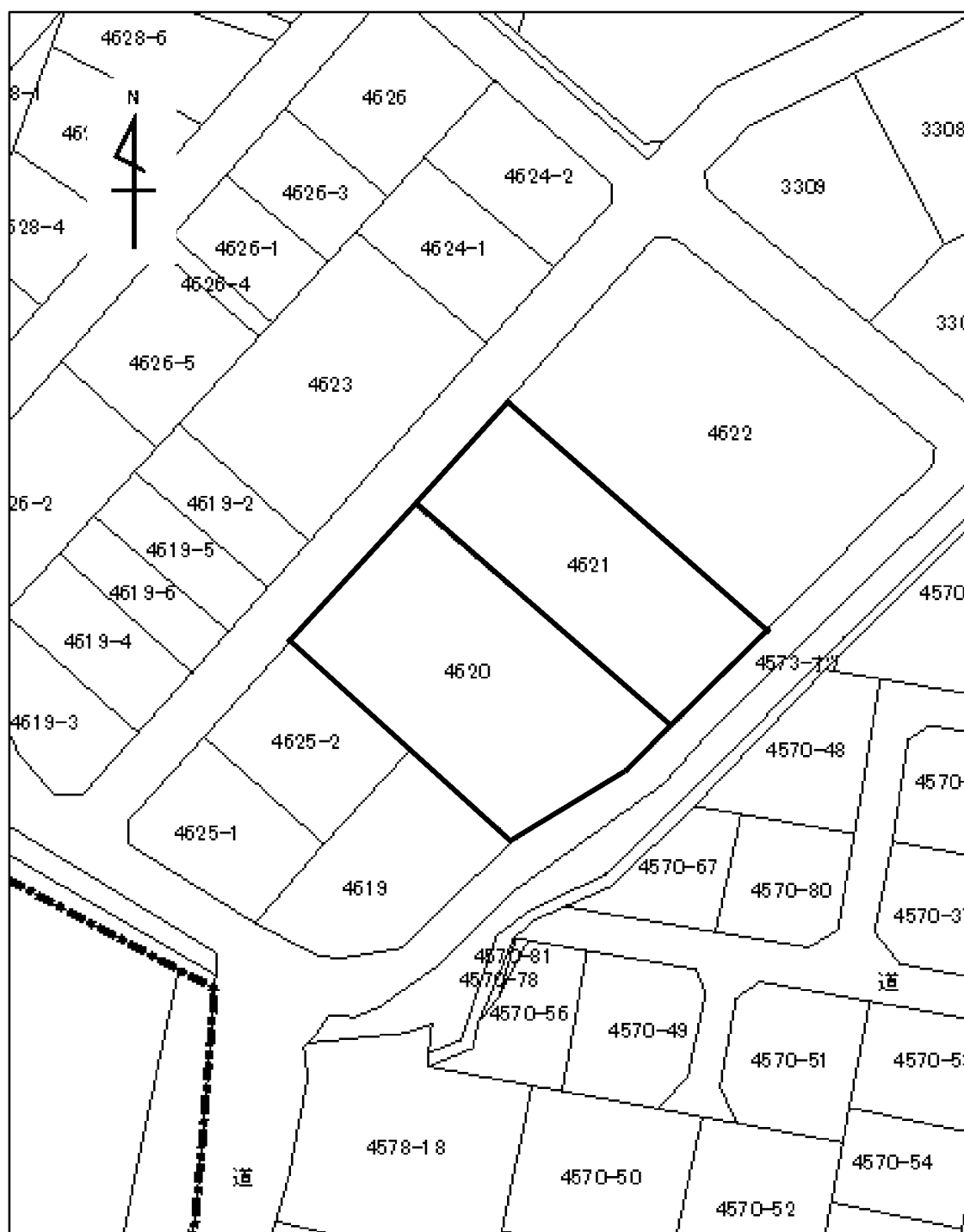
(郡元保育所)

No	備品名	数量	単位	No	備品名	数量	単位
1	プリンター	1	台	31	衝立	1	台
2	下駄箱	1	台	32	炊飯器	3	台
3	楽器戸棚	1	台	33	バスケットゴール	2	個
4	時計	1	個	34	スケーター(こども用)	6	個
5	職員用椅子	4	脚	35	おさんぽカー	1	個
6	蒸し器	1	個	36	扇風機	7	台
7	体重計	1	台	37	台ばかり	1	個
8	小太鼓	2	台	38	電気掃除機	1	台
9	乳幼児用椅子	40	脚	39	電子楽器	1	台
10	乳幼児用机	32	台	40	配膳台	1	台
11	両開保管庫	4	台	41	舞台幕	1	枚
12	冷凍冷蔵庫	1	台	42	片袖机	7	台
13	じゅうたん	6	枚	43	放送機	1	台
14	ジュニアシート	1	脚	44	流し台	1	台
15	チャイルドシート	1	脚	45	ホットプレート	1	台
16	ストーブ	3	台	46	幼児用身長計	1	台
17	パソコンデスク	1	台	47	オープンレンジ	1	台
18	ピアノ	1	台	48	液晶テレビ 32 インチ	2	台
19	ファクシミリ	1	台	49	ワイヤレスアンプ	1	台
20	ベビーベッド	2	台	50	メルヘンジュニアテーブル	6	台
21	ベンチ	16	脚	51	洗濯機	1	台
22	ボール整理器	1	台	52	食器洗浄機	1	台
23	マット	5	枚	53	食器消毒保管庫	1	台
24	暗幕	1	枚	54	エアコン	3	台
25	プレイテーブル	2	台	55	冷凍庫	1	台
26	すべり台	1	台	56	打楽器	1	台
27	掛ふとん	7	枚	57	台車・運搬車	1	台
28	自動もちつき機	1	台	58	体重計業務用デジタル	1	台
29	消火器	1	個	59	ポット	1	個
30	消毒機器	1	台	60	プレハブ倉庫	1	戸

郡元保育所（位置図）



郡元保育所（地番編集図）



議案第135号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

1 貸付けの目的 社会福祉法人エンゼル会が保育所施設の用地として使用するため

2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
都城市郡元町4620番	宅地	930.30㎡
都城市郡元町4621番	宅地	722.76㎡
合 計		1,653.06㎡

3 貸 付 期 間 令和2年4月1日から令和22年3月31日まで

4 貸付けの相手方 都城市上長飯町81号4番地  
社会福祉法人 エンゼル会

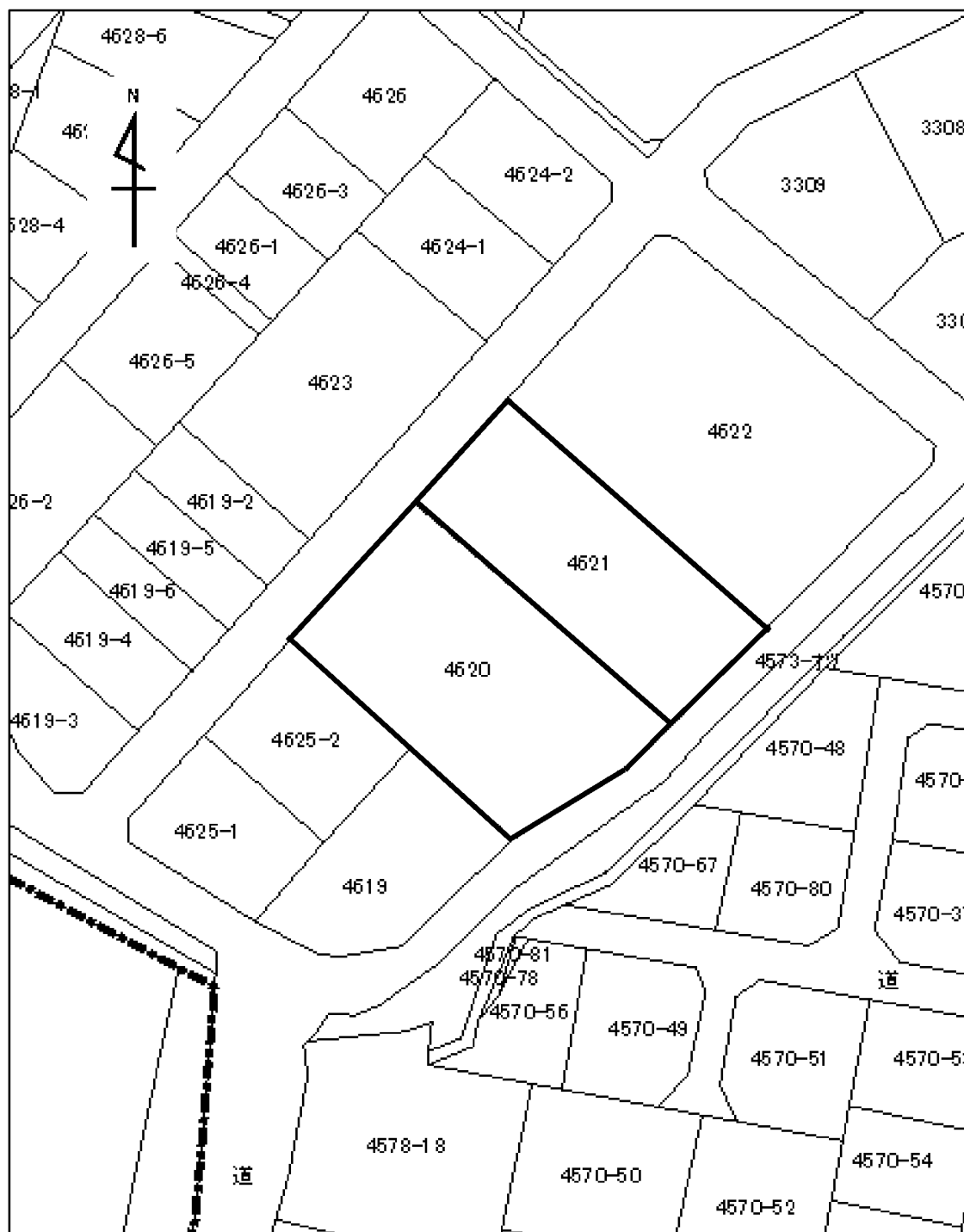




郡元保育所（位置図）



郡元保育所（地番編集図）



議案第136号

財産の取得について

次のとおり山之口運動公園整備事業の用地を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 所在地    | 都城市山之口町花木字下平2867番3<br>外6筆（別紙 土地取得明細書のとおり） |
| 2 地目     | 宅地外                                       |
| 3 地積     | 37,721.98㎡                                |
| 4 予定価格   | 227,243,902円                              |
| 5 取得の相手方 | 土地所有者1名                                   |



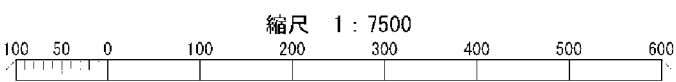
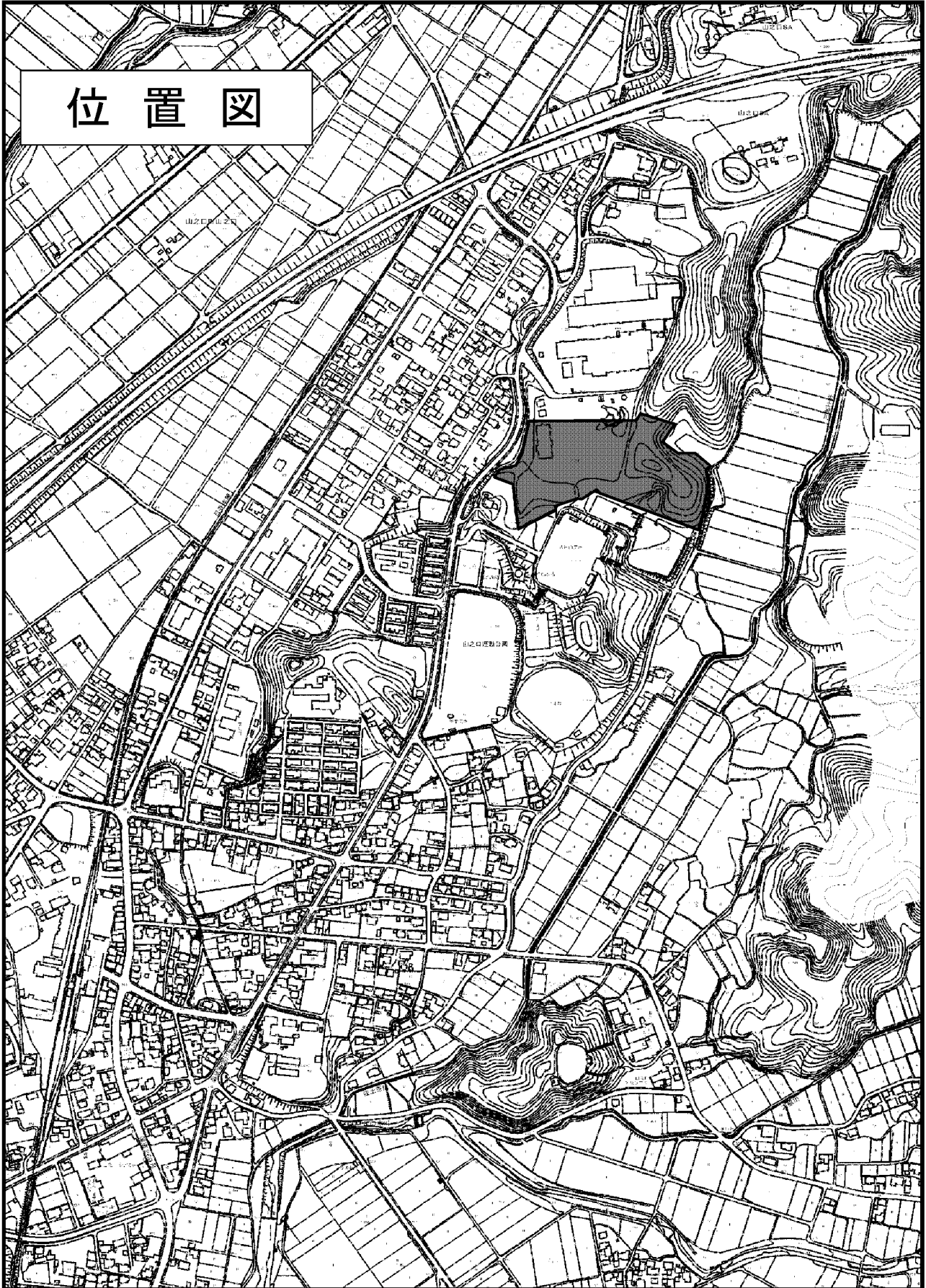
## 別紙

## 土地取得明細書

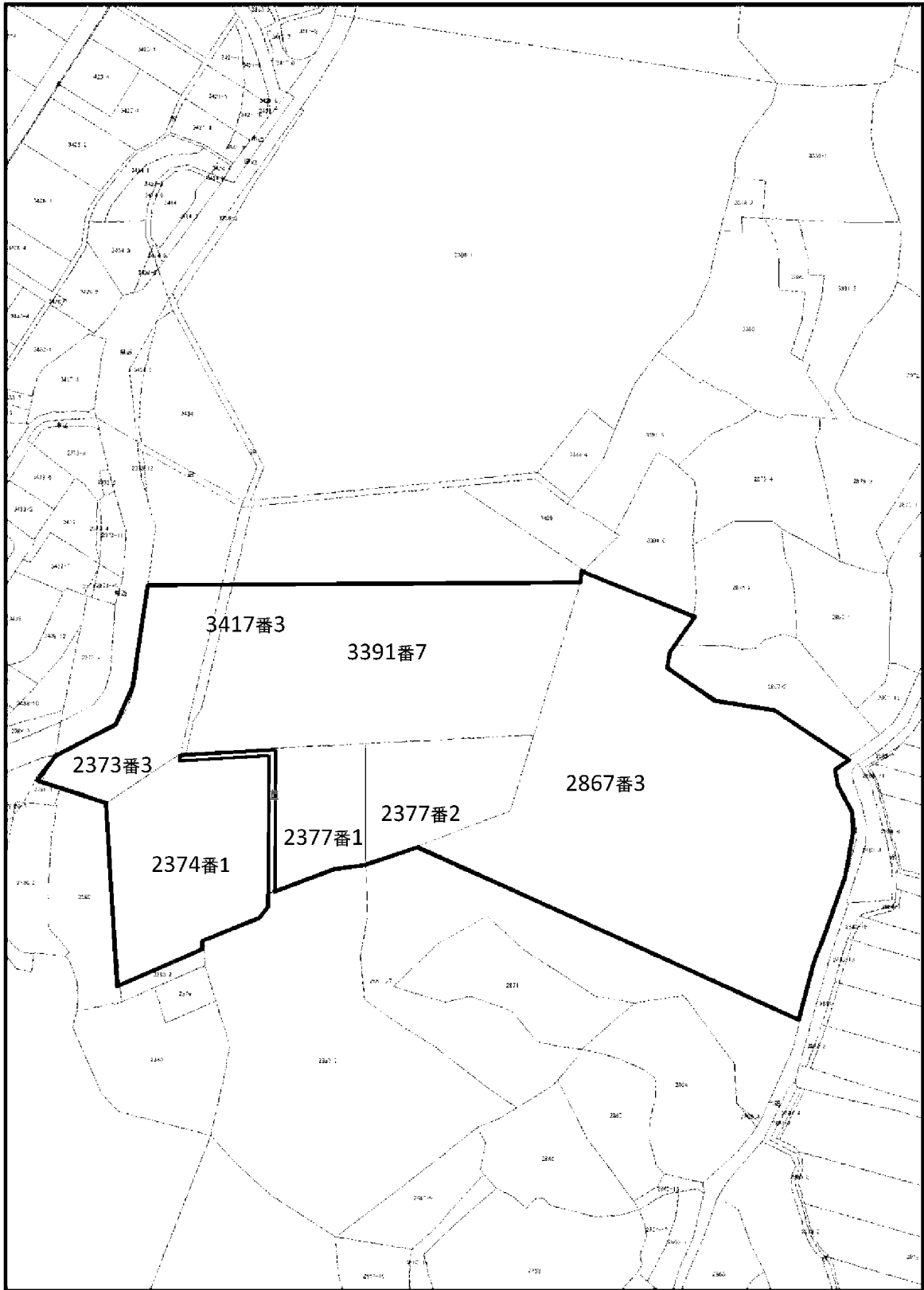
市町村	字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
都城市山之口町花木	下平	2373 番 3 の一部	宅地	2,732.39
都城市山之口町花木	上平	2374 番 1	宅地	4,802.23
都城市山之口町花木	上平	2377 番 1	宅地	1,892.04
都城市山之口町花木	上平	2377 番 2	宅地	2,486.02
都城市山之口町花木	池平	2867 番 3	山林	16,137
都城市山之口町山之口	上平	3391 番 7 の一部	宅地	9,404.62
都城市山之口町山之口	上平	3417 番 3 の一部	宅地	267.68



位置図







縮尺 1 : 2000  
 20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80



議案第137号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市南部ふれあい広場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
都城市南部ふれあい広場管理運営委員会
- 3 指定の期間  
令和元年10月1日から令和5年3月31日まで

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市南部ふれあい広場指定管理者候補者選定の概要

都城市南部ふれあい広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和元年9月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

## 1 指定管理者候補者の概要

## (1) 団体の名称

都城市南部ふれあい広場管理運営委員会

## (2) 代表者名

会長 永田 勇作

## (3) 所在地

都城市大岩田町5812番地7

## (4) 設立年月日

平成30年10月29日

## (5) 従業員数

20名

## (6) 業務内容

都城市南部ふれあい広場管理業務

## 2 指定期間

令和元年10月1日 ～ 令和5年3月31日（3年6か月）

## 3 施設及び業務の概要

## (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市南部ふれあい広場 (都城市大岩田町5812番地7)	パークゴルフ場：19,037㎡
	遊具健康広場：4,216㎡
	多目的芝生広場：20,746㎡
	サブコート：3,297㎡
	花畑：28,837㎡
	花壇：70㎡
	管理棟：254㎡
	トイレ棟：32㎡

	駐車場	: 11,022 m <sup>2</sup>
	ビニールハウス	: 100 m <sup>2</sup>
	法面	: 2,843 m <sup>2</sup>

## (2) 業務概要

- ア 管理施設の利用許可、行為の許可、利用許可の取消し等、利用禁止又は制限及び原状回復に関する業務
- イ 利用料金の徴収及び納入に関する業務
- ウ 施設等の維持及び小規模修繕に関する業務
- エ 施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## 4 事業計画の概要

### (1) 市民の平等な利用に関すること

- ア 管理運営方針について
  - (ア) 子供から大人まで楽しめる場の提供
  - (イ) 地域住民の交流の場の提供
  - (ウ) 健康増進や体力増強の場の提供
- イ 市民の平等の利用の確保
  - (ア) 公共施設であることを念頭にした対応
  - (イ) 誰もが平等利用できる施設運営
- ウ 要望、意見、苦情への対応
  - (ア) 利用者とのコミュニケーションや意見箱を設置しての意見聴取
  - (イ) 苦情に対して迅速かつ適切に対応する。
- エ 環境に配慮した取組
  - (ア) 常に節電、節水を心がける。
  - (イ) 空調温度の適切な管理を行う。

### (2) 施設効用の発揮に関すること

- ア サービス・利便性の維持向上を図るための方法
  - (ア) 積極的に利用者や職員からの改善アイデアを聴取する。
  - (イ) 即実現可能なものは速やかに導入する。
- イ 利用者からのニーズへの対応について
  - (ア) 軽費かつ即対応できるものは積極的に導入する。
  - (イ) 多額の費用等を伴うものは市と協議・検討する。
- ウ 利用者を増やすための工夫
  - (ア) 休館日を火曜日として、休日利用できるようにする。
  - (イ) 地区の各種団体へ施設利用のPRを行う。
- エ 自己の収入となる事業計画・収支見込等について

地元で作った野菜を販売して収益を上げる。

(3) 経済的な管理運営に関すること

ア 経費節減等の具体的な内容

(ア) 管理棟での節電、節水に取り組む。

(イ) 直近の降雨見込みを把握し、無用な灌水を行わない。

(ウ) 雨天時には現地職員を事務員のみにするなど、人件費を削減する。

イ 清掃・維持補修等に関する考え方

(ア) 清掃業務などは再委託せず、経費節減に努める。

(イ) 小規模修繕は指定管理者で修繕する。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

ア 施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制について

(ア) 作業内容に応じて現場に必要な人員数を配置する。

(イ) 現場責任者が常駐して作業指示を行っている。

(ウ) 緊急時には現場から市及び組織責任者に連絡を入れる体制にしている。

イ 職員の指導育成、研修体制について

(ア) 業務のマニュアル化を進め、マニュアル厳守を徹底する。

ウ 利用団体への指導及び育成支援について

(ア) 施設利用前にルールを説明し、利用後の現地確認を行う。

(イ) ルール違反が続く団体に対しては責任者にルール遵守の徹底を指導する。

エ 災害時の対応、連絡体制等について

災害時については現場責任者から市及び組織責任者に速やかに連絡する。

オ 個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について

(ア) 個人情報は細心の取扱いをして、情報の漏洩、滅失及び損傷を防ぐ。

(イ) 情報公開請求に備えて、常時適切な書類作成に努める。

(ウ) 法令遵守を常とした労務管理を行う。

(5) 地域への貢献に関すること

ア 本店、支店等の開設状況、所在地等について

都城市南部ふれあい広場管理棟に設置している事務所が唯一である。

イ 地域雇用について

委員、作業従事者の全てが地元住民であり、今後も継続する。

ウ 地域貢献に関する具体的な取組内容について

地域住民が参加して交流できるようなイベントや催し事を企画してい

(6) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

ア 芝生の管理について

(ア) 芝生の生育する夏季は月 1 回以上の芝刈りを行う。

(イ) 3 月と 9 月の年 2 回は化学肥料を施し、生育が十分でない箇所は液肥を施す。

(ウ) 芝生の目地に対しては目土を施し、養生に努める。

(7) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと

- ア 本委員会は八反、麓、横尾原の3自治公民館から構成され、地元雇用を常としている。
- イ 最終処分場から広場が整備された経緯及び施設概要については熟知している。
- ウ 地元住民に積極的な利用を呼びかけ、地域に愛される施設運営を目指す。
- エ 地理条件が良いので、都城市内外から来場されるようPR活動に励む。

## 5 選定結果

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

地域密着型の施設であり、地域協働の観点からその受け皿となる団体がその地域に当該団体しか存在しないため。

### (2) 申請書類の審査結果

#### ア 市民の平等な利用に関すること

市の管理方針及び施設の目的を認識し、利用者からの申請を平等公平に受付し、利用者間の調整を図ることを提案されている。

#### イ 施設効用の発揮に関すること

自治公民館や各種団体等へ広報・PRしながら利用者の増加に取り組むことを提案されている。

#### ウ 経済的な管理運営に関すること

草刈、除草作業等の管理業務を指定管理者が行うことが提案されている。また、小規模修繕を指定管理者が行うことが提案されており、いずれも経費削減が期待できる。

#### エ 安定的な施設の管理運営に関すること

指定管理者が地元の三自治公民館から構成されており組織基盤がしっかりしている。また、緊急時の連絡体制も整えられていることから、安定的な維持管理が期待できる。

#### オ 地域への貢献に関すること

職員は全て地元から雇用されている。また、地域交流イベントを計画しているなど、地域に対しての貢献度が高い。

#### カ その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

大規模な芝生の管理について適切な施肥、処置を提案している。

(主要業務実績)

申請団体名 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会  
希望する施設名 都城市南部ふれあい広場

主要業務実績

令和元年	都城市南部ふれあい広場管理業務委託	都城市南部ふれあい広場の管理業務	5,315,760

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。



## 事業計画書

申請団体名 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会

希望する施設名 都城市南部ふれあい広場

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。  
※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。  
※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。  
※環境に配慮した取組みについて簡潔に提案してください。  
・子供から大人まで楽しめ、地域住民の交流や健康増進・体力増強の場を提供できるよう管理運営を行う。  
・施設の利用については、原則として管理棟や電話による先着順受付として公平に利用できるようにする。  
・利用者からの相談や苦情等を受け付ける体制を整え、軽微な案件については即対応し、重要な案件については市(環境施設課)と連絡を取りながら内部で対応の協議・検討をして解決にあたる。  
・冷暖房の温度設定を夏は27℃、冬は20℃にするなどの節電、節水に努める。

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。  
※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。  
※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。(開館時間の延長、休日の開館、利用料金の減額等)  
※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。  
※利用料金(案)について具体的に提案してください。  
・実際に施設管理をしていく中で、利用者や職員やサービス・利便性の向上に結びつくような意見やアイデアが出てきたときには、市(環境施設課)と協議して実現可能なことは積極的に導入する。  
・利用者からのニーズについて、軽費で即対応できるものは積極的に導入する。多額の費用が予想されるものや施設の改修、大幅な運用の修正が必要なニーズについては、市(環境施設課)と導入方法について協議・検討する。  
・条例に則って施設休館日を火曜として、休日に利用できるようにする。また、非公認コースであるパークゴルフ場は廉価な利用料金であることを強みにして、誰でも気軽に利用できる施設として地区の各種団体に呼びかけをして利用者の増加に取り組む。  
・有料利用となるパークゴルフ場や多目的広場の利用について積極的な利用を呼びかける。また、地元で作った野菜などを販売して収益を得ることも計画している。  
・利用料金については、パークゴルフ場は志和池中央ふれあい広場と同額、多目的芝生広場は市民広場と同額に設定する。

※経費節減等の具体的な内容について簡潔に提案してください。  
※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)  
・管理棟での節電、節水に取り組んで光熱水費の軽減を図る。芝生や花畑については、週間天気予報などで直近の降雨見込みを把握し、無用な灌水を行わないようにする。  
・草刈、除草作業などの指定管理業務は、再委託せずに指定管理者が行って経費節減に努める。  
・雨天時など外での作業を要さないときには、最小限の人員で対応して人件費を節減する。  
・小規模な修繕等は、業者発注せずに指定管理者が行うことで経費の節減を図る。

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。  
※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。  
※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。  
※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。  
※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。  
・現場業務に携わる職員 12 名は確保しており、必要な人員体制を整えている。現場は管理責任者が指示して業務にあたり、現場で事故等が発生したときには管理責任者から本部や市(環境施設課)に速やかに報告して対応にあたる。

## 事業計画書

申請団体名 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会

希望する施設名 都城市南部ふれあい広場

・芝生管理や花畑管理などの専門的なノウハウが必要な業務については、管理マニュアルを作成して業務の遂行に当たる。特に肥料のタイミングや農薬の取扱いについてはマニュアル厳守を徹底する。

・利用団体に対しては事前に施設利用のルールを説明し、利用を終えた後には現地確認をする。ルール違反が度重なる団体から施設利用の予約・申込があったときには、責任者に対してルール遵守の徹底を説明した後に利用手続きを行う。

・緊急時に備えて連絡網を整備し、災害等が発生したときは速やかに市(環境施設課)や内部責任者に連絡できる体制にする。

・施設管理運営上で知り得た個人情報については、絶対に漏洩、滅失、損傷等が発生しないよう努める。情報公開請求があったときには、速やかに必要な情報が公開できるよう常日頃から適切な書類作成に努める。労務管理については、法令順守を常として作業従事者が不利益を被ることが無いよう現場作業にあたる。

※本店、支店等の開設状況、所在地等について簡潔に記入してください。

※地域雇用についての考え方を簡潔に提案してください。

※地域貢献に関する具体的な取り組み内容について簡潔に提案してください。

・本委員会は都城市南部ふれあい広場の管理棟に設置しており事務所が唯一であり、支店等はない。

・管理運営委員、作業従事者のいずれも地元住民から構成されており、今後も地元からの雇用を継続する。

・管理運営委員会の母体にもなる八反、麓、横尾原公民館の3館合同によるパークゴルフ大会の企画を検討している。また、中郷地区まちづくり協議会とも連携して、地域住民が参加して交流できるようなイベントを催していく計画もある。

※芝生の管理について簡潔に提案してください。

・芝生がもっとも伸びる6~9月は月1回以上の芝刈りを実施し、それ以外の月については芝生の状況により適宜芝刈りを行う。

・毎年彼岸の時期を基準にして8-8-8の化学肥料を年2回以上施し、施肥後に生育が悪い箇所には液肥を用いる。

・サッチについては、熊手で削り取る、サッチ分解材を施すなどして芝生の生育に悪影響が無いよう処理する。

・多目的広場の利用者には、使用後の削られた箇所にも土を施すよう呼びかけをするだけでなく、作業員も常に目視点検して目土などの必要な処置をする。

・本運営委員会は八反、横尾原、麓の3自治公民館で構成されており、10名の管理運営委員や12名の作業員は全て地元住民からなっている。

・処分場の跡地利用については、3自治公民館や中郷、五十市、姫城の3連協と行政との協議で決定した経緯があり、施設の概要についてはもっとも熟知している団体と言える。

・処分場跡地利用に関しては地域住民の悲願であり、施設に対する地元の期待は甚だ大きい。地元住民へ積極的に施設を利用するよう呼びかけ、地域交流や地域の一体感の醸成に寄与できるような施設運営を目指す。

・パークゴルフ場や多目的広場を中心とした利用計画を策定し、地元利用は元より都城市内外からの来場されるよう様々な広報活動を行って知名度の普及を図り、利用者数の増加に努める。

(収支予算書)

申請団体名 都城市南部ふれあい広場管理運営委員会

希望する施設名 都城市南部ふれあい広場

収支予算書

※令和元年度から令和3年度までの3ヶ年間の収支計画を記入してください。人件費については、何人分かわかるよう括弧書きで記入ください。

(区分は例示です。)

	3,776,777 円	12,079,603 円	12,079,603 円	12,079,603 円	
	603,200 円	1,319,200 円	1,319,200 円	1,319,200 円	<b>【R1】</b> ●パークゴルフ場 (大)200 円×2,658 人+(小)100 円×92 人=540,800 円 ●多目的広場 (大)200 円×208H+(小)100 円×208H=62,400 円 <b>【R2、3】</b> ●パークゴルフ場 (大)200 円×5,800 人+(小)100 円×200 人=1,180,000 円 ●多目的広場 (大)200 円×464H+(小)100 円×464H=139,200 円
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	4,379,977 円	13,398,803 円	13,398,803 円	13,398,803 円	
	3,600,000 円	11,224,000 円	11,224,000 円	11,224,000 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	3,600,000 円	11,224,000 円	11,224,000 円	11,224,000 円	
	579,977 円	1,374,803 円	1,374,803 円	1,374,803 円	肥料、除草剤 外
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	200,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	
	0 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	損害保険、賠償責任保険
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	0 円	0 円	0 円	0 円	
	4,379,977 円	13,398,803 円	13,398,803 円	13,398,803 円	

議案第138号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



# 別紙

## 認定路線

### 沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40548	高木原548号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号①
40549	高木原549号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号①
40550	高木原550号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号①
40551	高木原551号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号①
40552	高木原552号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号②
40553	高木原553号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号②

## 廃止路線

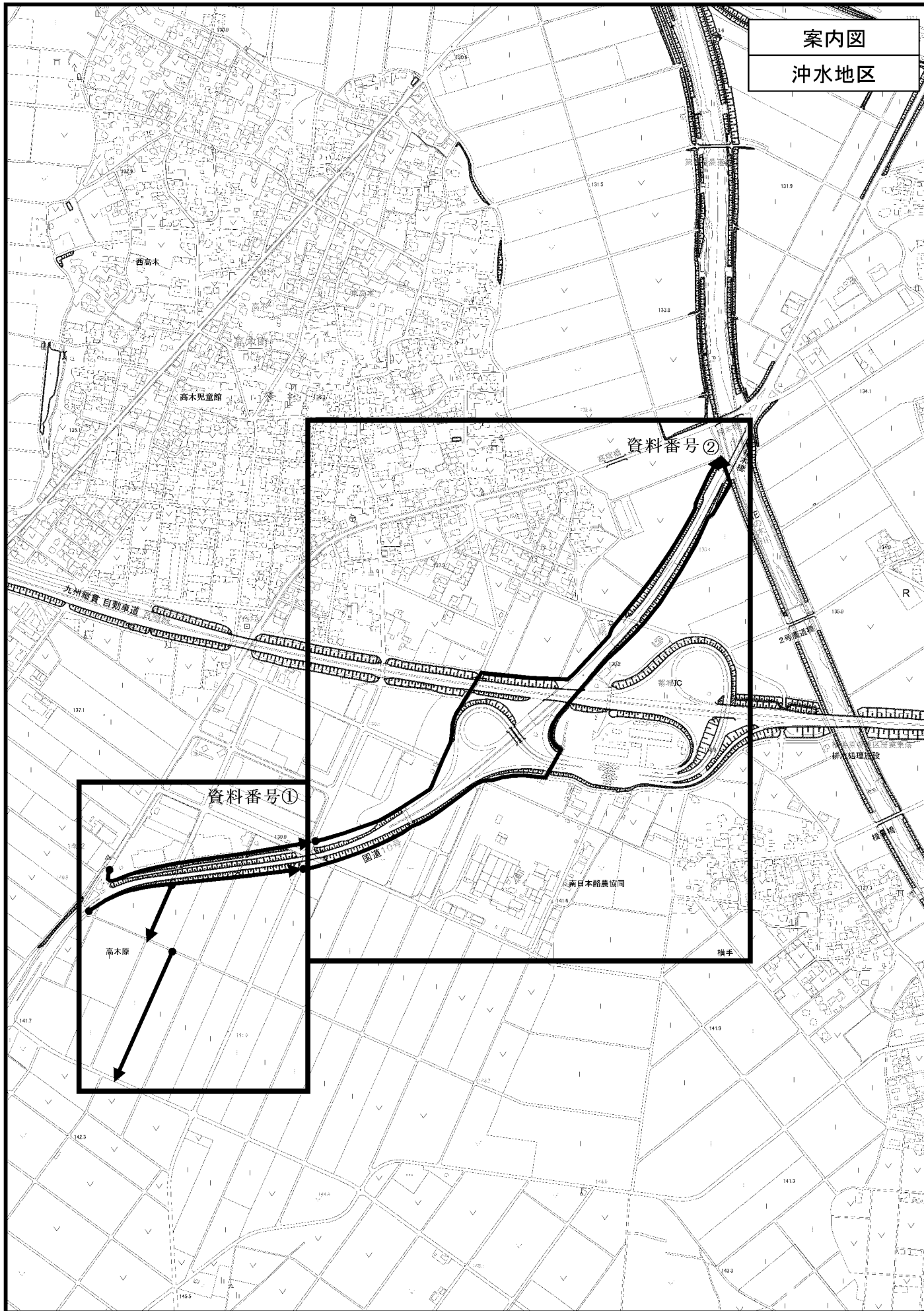
### 沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40470	高木原470号線	都城市 高木町	都城市 高木町	資料番号①

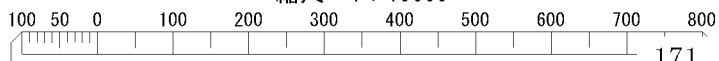


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

案内図  
沖水地区



縮尺 1 : 10000



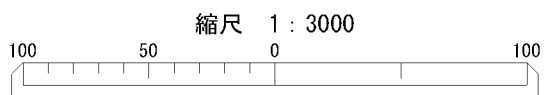


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

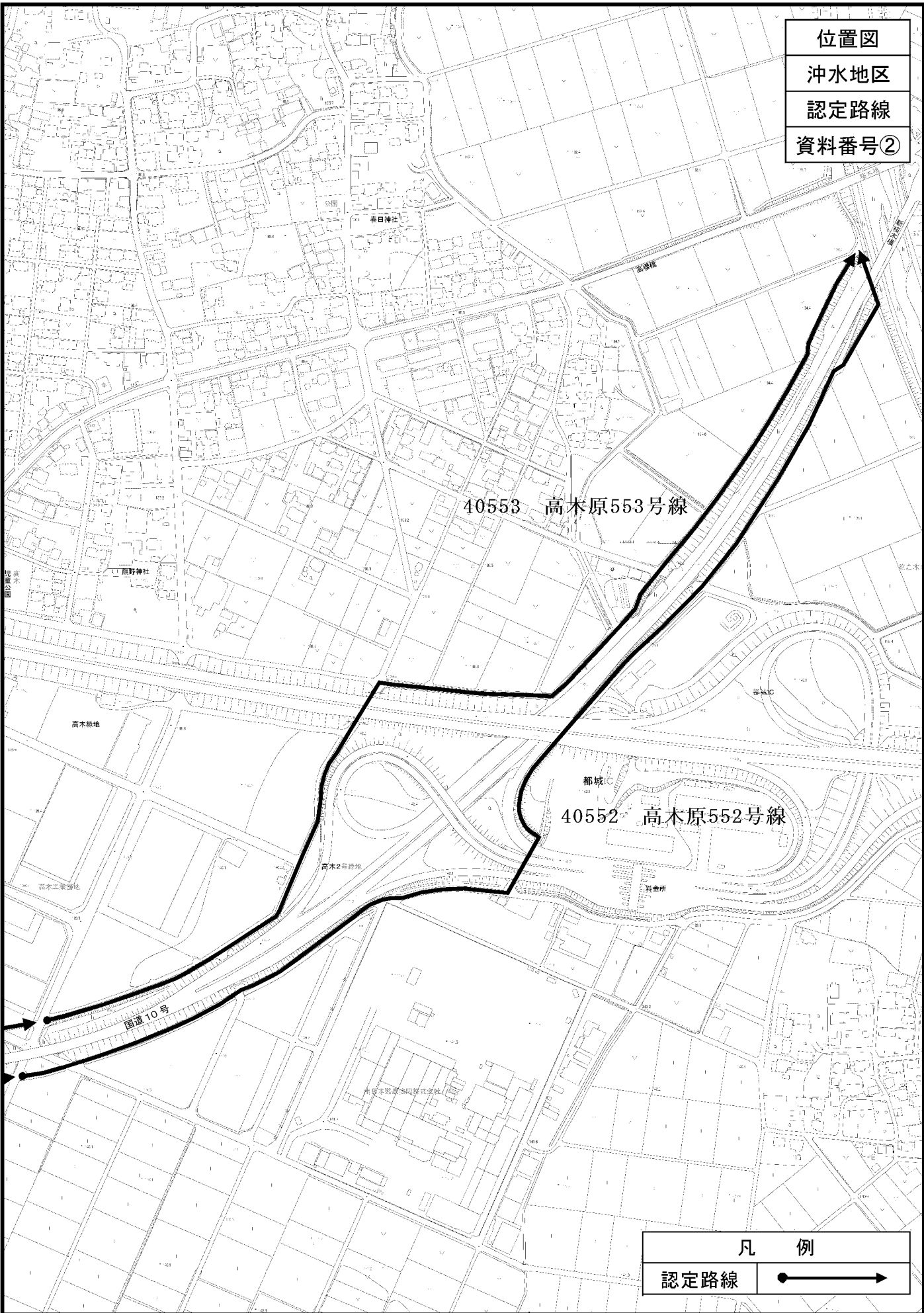
位置図
沖水地区
認定路線
廃止路線
資料番号①



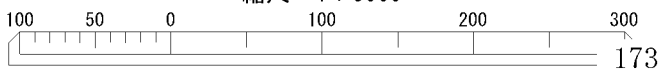
凡 例	
認定路線	
廃止路線	



位置図  
沖水地区  
認定路線  
資料番号②



縮尺 1 : 5000





議案第139号

平成30年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金447,511,867円のうち187,342,150円を減債積立金に積み立て、260,169,717円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第140号

平成30年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金41,931,209円のうち27,527,209円を減債積立金に積み立て、14,404,000円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



議案第141号

平成30年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金13,597,457円のうち3,963,457円を減債積立金に積み立て、9,634,000円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永





諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏名	生年月日	住所
江田 茂典	昭和24年7月8日	都城市都原町17番地10号

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



諮問第7号関係資料

ふりがな えだ しげ のり

氏 名 江 田 茂 典

生年月日 昭和24年7月8日

現住所 都城市都原町17番地10号

学 歴

昭和47年 3月 宮崎大学教育学部 卒業

職 歴

昭和47年 4月 串間市立北方小学校 教諭

平成12年 4月 北浦町立北浦小学校 校長・幼稚園園長兼務

平成15年 4月 延岡市立東海小学校 校長

平成18年 4月 都城市立中霧島小学校 校長

平成20年 4月 都城市立上長飯小学校 校長

平成22年 3月 同 退職

平成25年10月 人権擁護委員（1期）

平成29年 1月 人権擁護委員（2期）



諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏名	生年月日	住所
立山 美穂	昭和42年2月8日	都城市高崎町江平3243番地4

令和元年9月2日提出

都城市長 池田 宜永



諮問第8号関係資料

ふりがな たて やま み ほ  
氏 名 立 山 美 穂

生年月日 昭和42年2月8日

現住所 都城市高崎町江平3243番地4

学 歴

昭和62年 3月 宮崎歯科技術専門学校 卒業

職 歴

昭和62年 4月 山崎歯科医院 勤務

平成 3年10月 同 退職

平成 4年 6月 N O S A I 都城 勤務

平成 5年 3月 同 退職

平成29年 1月 人権擁護委員（1期）





諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏 名	生 年 月 日	住 所
福島 和昭	昭和29年6月22日	都城市高城町有水4194番地1

令和元年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永



諮問第9号関係資料

ふりがな ふく しま かず あき  
氏 名 福 島 和 昭  
生年月日 昭和29年6月22日  
現住所 都城市高城町有水4194番地1

学 歴

昭和52年 大阪工業大学 中退

職 歴

昭和55年 5月 高城町役場 入庁  
平成26年 4月 都城市役所 市民税課 課長  
平成27年 3月 同 退職  
平成27年 4月 高城町商工会 勤務

